

## 医療法人設立認可申請の質問と回答

### ◎医療機関の開業実績の有無について

#### 1 診療所を開設してから1年未満ですが、医療法人化することは可能ですか？

##### 【回答】

医療法人の設立を認可するにあたって、医療機関の開業実績は問いませんが、設立しようとする医療法人が開設する医療機関を長期安定的に経営することができるか否かを審査しますので、開設する医療機関の収支見込みを証明する書類として、設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書を提出してください。

この事業計画や予算書で計上した数値は合理的な根拠に基づくものである必要があります。それを裏付ける書類として直近2年間の個人開設期の確定申告書の写しを添付してください。

ただし、開設期間が短期間のため、直近2年間の確定申告書の写しを用意できない場合は、設立認可申請直前までの収支状況を示した「合計残高試算表」などを添付してください。

#### 2 診療所の開設と同時に医療法人化することは可能ですか？

##### 【回答】

医療法人の設立を認可するにあたって、医療機関の開業実績は問いません。しかし、法人化した後、医療機関の経営が長期安定的であるかを証明する必要があります。

個人開設の実績がない場合は、推定診療圏と想定される範囲において標榜を予定する診療科目の一日あたりの受診人数等について市場調査を行い、設立後2年間の事業計画や予算書の裏付けとなる資料やデータを提出してください。

申請書類の用意を簡略化するためには、一定期間の個人開設後、医療法人化することをお勧めします。

## ◎役員等について

### 1 役員は何名必要ですか？

#### 【回答】

理事 3 名以上、監事 1 名以上が必要です。（医療法第 46 条の 5 第 1 項）

なお、定款に規定する理事の定数については、上限と下限の範囲が大きくなりすぎないように留意してください。

※定数の上限は下限の 2 倍以内としてください。（例）3 名以上 6 名以内

### 2 社員は何名以上必要ですか？

#### 【回答】

設立にあたっては、より適切な医療法人の運営を図るため、適正な社員総会を開催できるよう、社員は 3 名以上としてください。（行政指導）

### 3 監事に役員の親族を就任させることはできますか？

#### 【回答】

監事は、医療法第 46 条の 8 第 1 号から第 7 号までに掲げる職務を行うことと規定されており、その職責から一定の客観性が求められます。そのため、原則として医療法人の理事長やその他の理事の親族をもって監事に充てることは適切ではありません。

### 4 他の医療法人の理事長が新たに別の医療法人を設立し、理事長を兼務することはできますか？

#### 【回答】

法令の規制はありません。しかし、理事長は医療法人の代表権を持ち（医療法第 46 条の 6 の 2 第 1 項）、管理運営の責任者であることを考慮すると、適切ではありません。

他の医療法人の理事長である方が、新たに別の医療法人を設立しようとする場合は、当該医療法人の運営、資産状況も審査の対象となります。

また、新たに別の医療法人を設立し、理事長を兼務しなければならない特別の理由や必然性を示す必要があります。

## 5 役員が営利企業の役員を兼ねることはできますか？

### 【回答】

法令の規制はありません。しかし、医療法人の運営に営利企業が影響を与えることは適切ではありませんので、理事長が医療法人と取引関係のある特定の営利企業の代表者を兼ねること、また、社員・役員が医療法人と取引関係のある特定の営利企業の役員を兼ねることは認めません。（行政指導）

### ◎ 拠出について

#### 1 拠出額に法令上に基準はありますか？

### 【回答】

法令上の基準はありませんが、新たに医療法人を設立する場合には、法人設立後2か月分以上の運転資金に見合う流動資産（現金・預金、医業未収金等）を拠出することが必要です。

#### 2 医療機関の土地・建物や医療機器等は、拠出しなければいけないのですか？

### 【回答】

医療機関を運営するために必要不可欠な土地・建物、医療機器等は拠出することが望ましいとされています。（賃貸、リースであっても医療法人が長期安定的に使用できる権利を有する旨の契約等があれば問題ありません。）

#### 3 個人開設時の負債を医療法人に引き継ぐことはできますか？

### 【回答】

診療所の建物の建設や内装工事、医療機器の購入を目的とした負債で、当該資産を拠出するのであれば、拠出資産に応じた負債の引継ぎは可能です。ただし、個人開設時の運転資金や個人的な負債については、引き継ぐことはできません。